



平成 25 年 2 月 8 日

自動車局環境政策課

**タイヤ騒音規制検討会の設置・開催のお知らせについて**

自動車の走行時における騒音対策として、我が国では、これまで車両に対する騒音規制を実施し、累次の規制強化が行われてきたところです。

累次の規制強化を通じてエンジン等に起因する騒音の低減が進んだ結果、自動車の走行時における騒音に占めるタイヤの寄与率が相対的に高くなってきていることから、タイヤ騒音の低減対策として、国連欧州経済委員会（UN/ECE）において策定された国際基準であるECE Regulation No.117 Revision 2（R117-02）を国内に導入することが有効です。

このため、昨年 4 月の中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（第二次答申）」において、四輪車を対象として、R117-02のタイヤ騒音規制を国内導入することが提言されました。

同答申においては、タイヤ騒音規制の適用時期等について検討することが今後の課題とされております。

このため、国土交通省及び環境省において、研究機関に委嘱して、学識経験者等からなる「タイヤ騒音規制検討会」を設置し、第 1 回検討会を下記のとおり開催します。

**記****1. 日時**

平成 25 年 2 月 15 日（金） 13：30～15：30

**2. 場所**

虎ノ門 虎ノ門 SQUARE 4 階会議室

**3. 議題**

・タイヤ騒音規制検討会の進め方等について

**4. 連絡先**

本検討会は公開であり、検討会冒頭部分の撮影が可能です。

本検討会を傍聴又は撮影等される方は、2 月 13 日（水）18 時までに会社名、氏名、連絡先を下記問い合わせ先まで登録をお願いします。

**5. 委員構成**

別紙のとおり

**問い合わせ先**

自動車局 環境政策課 : 吉田、甲斐

電話 03-5253-8111（内線 42523）

03-5253-8604（環境政策課（直通））

FAX 03-5253-1639